

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州 PCB 処理事業所 緊急措置手引書

令和 5年 3月22日改訂

目 次

第1章 総則	1
第2章 組織及び任務	2
第3章 緊急通報	4
第4章 応急活動	5
第5章 教育訓練	6

第1章 総則

(目 的)

第1条 この手引書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「当社」という。）北九州 PCB 処理事業所（以下「事業所」という。）において緊急異常事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に事業所がとるべき措置について定め、もって総合的な防災活動の円滑な推進を図り、災害の発生及び拡大を防止し、事業所の防災に関する社会的責務を果たすことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この手引書で用いる主な用語及び定義は次による。

(1) 災害

火災、爆発、PCB 等の漏洩若しくは流出その他の事故、又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(2) 防災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大防止と、災害からの復旧を図ることをいう。

(3) 緊急異常事態

以下の災害その他の異常現象の発生により、緊急措置を講じなければならない状態をいう。

- ① 施設の建物外部においてPCB 液やその他の有害な物質が流出又は流出するおそれが生じた場合
- ② 地震、火災等によって施設の一部が損壊した場合
- ③ 施設の異常によって周辺地域の施設等、他者の財産等に何らかの損害を与えるおそれが生じた場合

(4) 運転会社

事業所における処理施設の運転業務を当社から受託した者をいう。

(5) 協力会社

事業所における工事、作業等を当社から受託した者（運転会社を除く）をいう。

(適用範囲)

第3条 この手引書は、事業所全域並びに事業所及び運転会社に勤務する者に適用する。

(遵守義務)

第4条 事業所及び運転会社の従業員は、この手引書を遵守し、災害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。

(周知義務)

第5条 北九州PCB処理事業所長（以下「所長」という。）は、この手引書の実施について事業所及び運転会社の従業員に周知させなければならない。また、改正したときも同様とする。

第2章 組織及び任務

(自衛防災組織)

第6条 事業所に自衛防災組織を置く。

- 2 自衛防災組織を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州 PCB 処理事業所自衛防災隊」（以下「防災隊」という。）という。
- 3 防災隊の編成は、防災隊編成表（別表－1）のとおりとする。
- 4 防災隊の任務は、防災隊基本任務表（別表－2）のとおりとする。
- 5 緊急異常事態が発生したとき又は発生するおそれがあるときの防災隊の初期行動は、防災隊の初期行動の例（別紙－1）による。

(防災管理者等)

第7条 当社社長は、防災隊を統括する者として、所長を防災管理者として選任する。

- 2 防災管理者は、防災隊の現地対策本部長の任を担う。
- 3 防災管理者が出張、疾病、事故その他やむ得ない理由により、その職務を行うことができない場合に備え、防災管理者の代行者として副所長を指名する。
- 4 防災管理者等の選任、解任及びその任務は、防災管理組織選解任及び任務（別表－3）のとおりとする。

(防災隊の構成員とその任務)

第8条 防災隊の構成員（以下「防災隊員」という。）は、原則として事業所及び運転会社の従業員とする。

- 2 勤務中の防災隊員は、緊急異常事態が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに所定の任務につき、応急活動に従事しなければならない。

3 非番の防災隊員は、緊急時通報系統図（別表一4、別表一5）により緊急異常事態発生連絡を受けたとき、又は覚知したときは、速やかに出動して、所定の応急活動に従事しなければならない。

（対策本部）

第9条 防災管理者は、緊急異常事態が発生したとき又は発生するおそれがあるときで必要があると認めるときは、現地対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（指揮本部）

第10条 防災管理者は、対策本部の設置と同時に発災現場に現地指揮本部（以下「指揮本部」という。）を設置し、指揮本部長に現地の指揮をとらせる。

（通信網の確保）

第11条 事業所総務課長は、緊急異常事態に備え、あらかじめ関係機関使用局線電話を指定しておく。

（応援隊）

第12条 防災管理者は、協力会社に対し応援隊を組織させることができる。

（防災対策委員会）

第13条 所長は、防災管理の合理的かつ円滑な推進を図るため、防災に関する重要事項を調査検討する機関として、防災対策委員会を設置する。

2 本委員会は委員長と委員から構成され、委員長は所長、委員は事業所の各管理職及び運転会社の代表者とする。

3 本委員会の付議事項は、防災活動に関する重要事項とする。

4 本委員会の開催は、委員長が必要と判断したときに行う。

（異常気象時の防災対策）

第14条 地震、津波、波浪、暴風、高潮、大雨等異常気象時における、通報系統、予防対策等については、都度、防災対策委員会を開催し、決定する。状況により開催が困難な場合は、委員長が判断し決定する。

（図書の整備）

第15条 所長は、緊急異常事態発生時に直ちに活用できるよう、次の各号に掲げる書類及び図面を整備しておく。

（1）事業所の配置図

（2）処理施設等の配置図、設備の仕様書及び図面

（3）防災資機材等の現況表

（4）前各号に掲げるもののほか、必要な書類及び図面

第3章 緊急通報

（緊急時の通報）

第16条 火災、爆発、漏油等の緊急異常事態を発見した者は、直ちに中央制御室に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた中央制御室係員は、防災管理者に当該通報の内容を報告し、防災管理者の指示により放送設備により緊急異常事態の内容を構内に通報し、併せて北九州市消防局（火災、爆発等）、若松海上保安部（海上流出等）、及び福岡県警（人身事故等）に緊急通報する。ただし、夜間又は休日においては中央制御室係員の判断により構内通報及び緊急通報を行う。

3 前項の通報を受けた防災管理者は、当社本社に緊急異常事態の内容を報告する。

4 その他の通報は、緊急時通報系統図（別表－4、別表－5）によって行う。

（異常現象の社外通報）

第17条 防災管理者は、現地対策本部を通じ、異常現象通報範囲基準表（別表－6）、緊急連絡先（別表－7）により、所轄監督官庁等への異常現象の通報を行う。

また、北九州市にて震度3以上の地震が発生した場合、津波警報が発令された場合、又は大雨洪水警報、暴風警報、高潮警報等が6時間以上継続した場合は、異常現象の有無に拘わらず、その状況を別表－7により連絡する。

2 前項の通報は、異常現象通報内容基準表（別表－8）に基づいて行う。

3 異常現象に該当しない事象であっても、異常現象に繋がり得るものについては、緊急連絡先（別表－7）の北九州市役所環境局環境監視部環境監視課PCB処理担当へ通報を行う。

（緊急異常状態の報告）

第18条 施設の所管課長は、緊急異常事態が発生したときは、所要の措置をとった後速やかに緊急異常速報（様式－1）に所定事項を記入の上、防災管理者に報告すると共に、その写しを各課長あて送付する。

（災害報告）

第19条 防災管理者は、災害発生の状態、応急活動の実施状況、災害発生の原因及び再発防止方策等を報告書にまとめ、当該報告書を本社に送付し、及び所轄監督官庁に提出する。

（運転の再開）

第20条 所長は、運転を停止させた処理施設の運転再開に際しては、北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書第16条第3項の規定に基づき、北九州市から運転再開を可とする通知を得た上で運転管理課長に指示する。

第4章 応急活動

（初期活動）

第21条 緊急異常事態発生時から対策本部が機能するまでの間における初期活動は、次の各号に定める。

- （1） 緊急異常事態発生現場の所管課長は、初期活動の指揮をとる。ただし、夜間及び休日は、緊急異常事態発生現場の運転会社操業係長が指揮をとる。
- （2） 運転管理課長は緊急異常事態発生時には当該設備の停止を運転会社に指示する。
- （3） 発災現場の課員及び応援者は、第1号の指揮に基づき協力して環境汚染拡大の防止、災害の鎮圧又は拡大の防止に努める。
- （4） 第1号の指揮権は、対策本部が設置されたときは対策本部長に移る。
- （5） 対策本部長は、前号による指揮権の交代に際して、発災現場の状況、応急活動上の留意事項等必要な事項を聴取する。

（避難の指示及び解除）

第22条 対策本部長は、緊急異常事態の状況により、必要と判断した時は防災隊員以外の者の避難を指示する。また、防災隊員の生命及び身体を保護するために特に必要と認めたときは、防災隊員の避難を指示する。

- 2 防災隊員避難の指示を受けた消防隊長及び応援隊長は、保安上必要な措置を講じたのち、隊員を避難させる。
- 3 対策本部長は、危険がなくなると判断したときは、避難の解除を指示する。

（避難場所）

第23条 事業所内における避難場所は、東側駐車場及び西側受入車両通路とする。

- 2 対策本部長は、緊急異常事態の状況によって、前項の避難場所を変更して指定することができる。

（避難の協力）

第24条 所長は、市長、区長又は警察官等から、近接地域の居住者等に対し避難の指示又は勧告がなされたときは、これに協力する。

（解散）

第25条 対策本部長は、災害を鎮圧した後、防災隊の人員、資機材等の異常の有無を報告させ、これを確認の上、防災隊を解散させる。

（事後処理等）

第26条 防災管理者は、緊急異常事態発生現場の保存のため、必要な期間、関係者以外の者の立入りを禁止すると共に、現場保存の措置を講ずる。

- 2 発災現場の所管課長は、災害・事故の発生状況、原因、損害、対策及び緊急措置等についての的確な調査を行い、速やかに災害・事故調査報告書及び対策実施計画書を防災管理者に提出する。

第5章 防災訓練

(防災訓練)

第27条 所長は、防災隊員に対し次表に掲げる防災訓練を実施する。

訓練種別	訓練内容	実施
総合訓練	緊急通報、消火等の防御活動を行う。	年1回以上
通報訓練 / 駆付訓練	休日夜間の緊急異常事態を想定した、通報訓練または駆付訓練を行う。	年1回以上
国、地方公共団体等の行う訓練	策定された防災訓練実施計画に基づく訓練内容	随時

(注) 総合訓練の実施回数は、国、地方公共団体等の行う訓練への参加を含む。

(教育訓練記録の保存等)

第28条 所長は、防災に関する訓練を実施したときは、その成果を把握、記録し、次回の防災訓練計画に活用する。

防災隊基本任務表

名 称	基 本 任 務
現地対策本部	防災隊を統括し、下記の項目に関して指揮を行う。 1) 災害状況の把握及び応急活動の方針決定 2) 社内外への通報、連絡、広報 3) 北九州市及び本社との連絡調整 4) 動員計画 5) 緊急運転停止 6) 避難、救護、警戒 7) 設備の保全 8) 応援要請 9) 原因及び被害状況の調査並びに災害記録作成 10) 災害情報、応急活動情報の収集と記録作成 11) 防災資機材、復旧資機材の調達 12) 医薬品、食糧等の調達 13) 防災関係機関、報道関係機関など来訪社の応接
現地指揮本部	1) 防御活動の現場指揮 2) 災害状況の把握及び災害の鎮圧・拡大防止のための具体的防御活動内容の決定 3) 各隊の応急活動の連絡調整 4) 現地対策本部への現地情報の報告 5) 現地対策本部への動員計画等の意見具申
消防隊	1) 消火警戒区域の設定 2) 消火並びに延焼の防止 3) 救急活動 4) 現地対策本部からの指令情報の伝達 5) 重要物の搬出 6) 建家、機器等の応急措置及び必要な破壊、復旧、その他の工作活動 7) 必要な防災資機材（照明、通信設備等）の検討、設置、撤去 8) 浸水の防止 9) 通門規制及び交通規制 10) 避難誘導

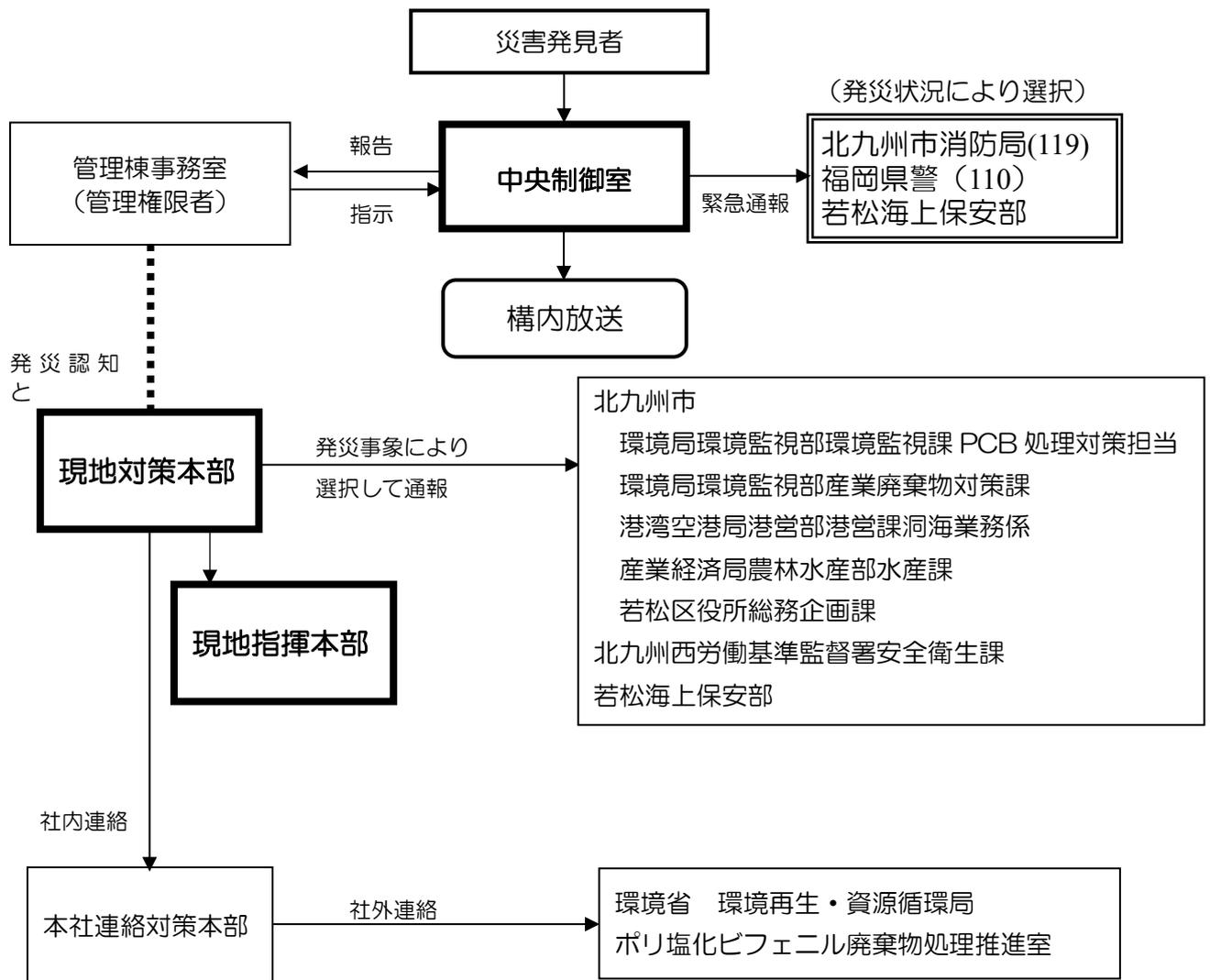
別表－3 （第7条関係）

防災管理組織選解任及び任務

名称	選解任者	被選任者の資格等	任務
防災管理者 （現地対策本部長）	社長	特定事業所において、その事業の実施を統括管理する者	防災隊を統括管理する。 （現地対策本部長の任を担う。）
防災管理者代行 （現地対策本部 副本部長）	防災管理者	特定事業所における災害の発生及び拡大の防止に関する業務を適切に遂行できる管理的又は監督的職位にある者	防災管理者を補佐する。防災管理者がやむを得ない事由によって職務を遂行できない場合は、その任務を代行する。
現地指揮本部長	防災管理者	管理的又は監督的職位にある者	現地指揮本部を統括し、現地指揮本部長の任を担う。
現地指揮副本部長	防災管理者	管理的又は監督的職位にある者	現地指揮本部長を補佐する。現地指揮本部長がやむを得ない事由によって職務を遂行できない場合は、その任務を代行する。

別表-4 (第8条第3項、第16条第4項関係)

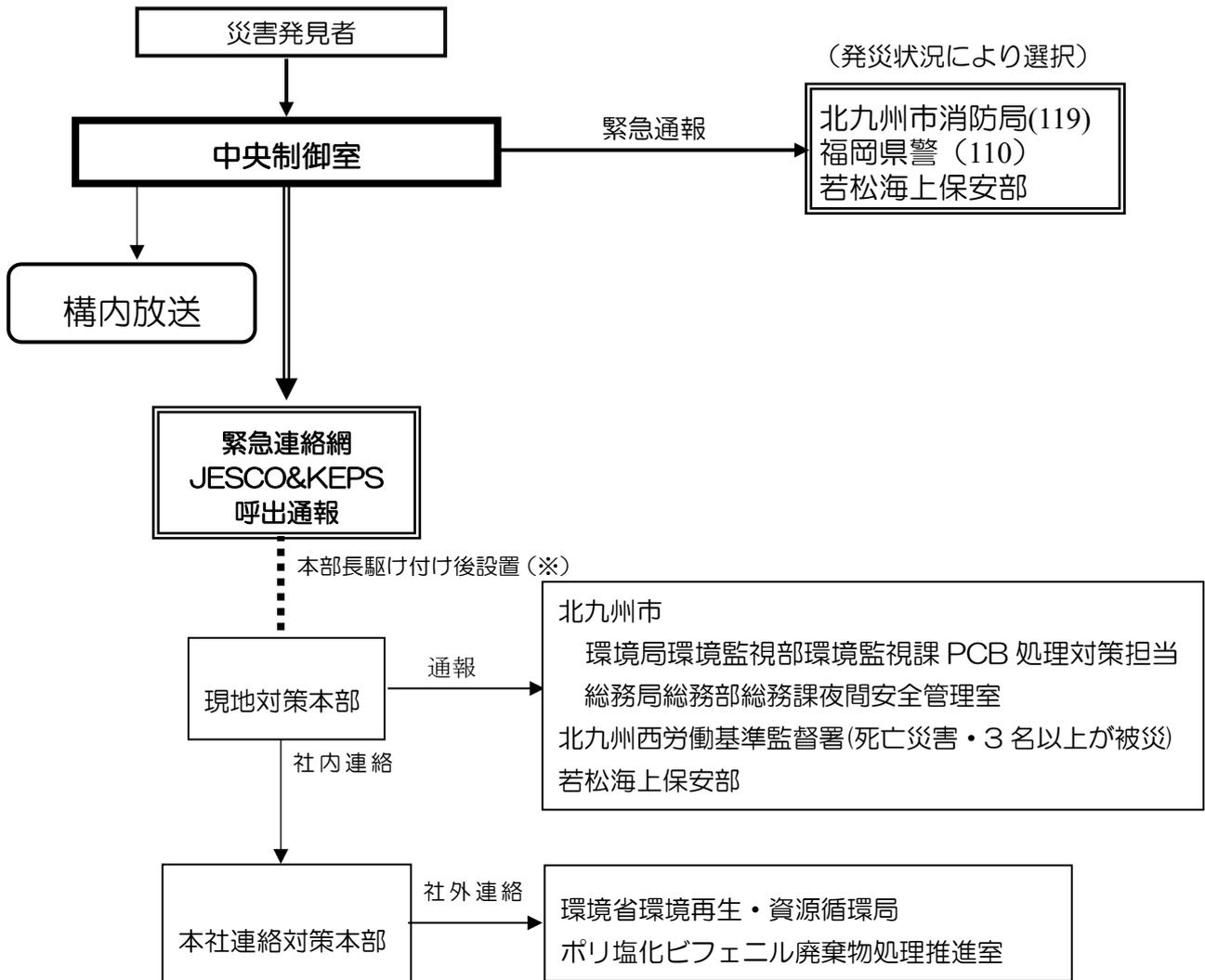
緊急時通報系統図
平常勤務時



(連絡先は別表-7 参照)

別表一5 (第8条第3項、第16条第4項関係)

緊急時通報系統図
(夜間・休日)



(連絡先は別表一7参照)

(*) 本部長代行順位は予め決めておく

別表－6（第17条第1項関係）異常現象通報範囲基準表

異常現象	範囲
火災	人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であつて、これを消火するために、消火施設又はこれと同程度の効果があるものを利用した場合
爆発	施設、設備等の破損を伴うもの
漏洩	特定化学物質（PCBを含む液については特定化学物質に該当しない低濃度のものを含む）、危険物、毒劇物その他有害な物質の漏洩 ただし、次に掲げる少量の漏洩で、保安及び環境保全上の措置を必要としない程度のもを除く (1) 特定化学物質、危険物及び毒劇物を取り扱う設備に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行つ設備の正常な作動又は操作による漏洩 (2) 発見時に既に漏洩が停止している場合又は設備の正常な作動若しくは操作により、漏洩が直ちに停止した場合
設備破損	施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため直ちに修復、使用停止等の緊急の措置を必要とするもの
浸水	施設（処理棟）内に浸水した場合
停電/断水	漏洩を伴うもの
人身事故	医療機関にて治療を要する場合
制御異常	自動停止システム作動後も運転条件（温度、圧力等）が安全側に移行せず、手動により施設の運転を停止した場合
異常気象等	北九州市にて震度3以上の地震が発生した場合、津波警報が発令された場合、又は、大雨洪水警報、暴風警報、高潮警報等が6時間以上継続した場合は、異常現象の有無に拘わらず、その状況を連絡する

別表－7（第17条第1項関係）緊急連絡先

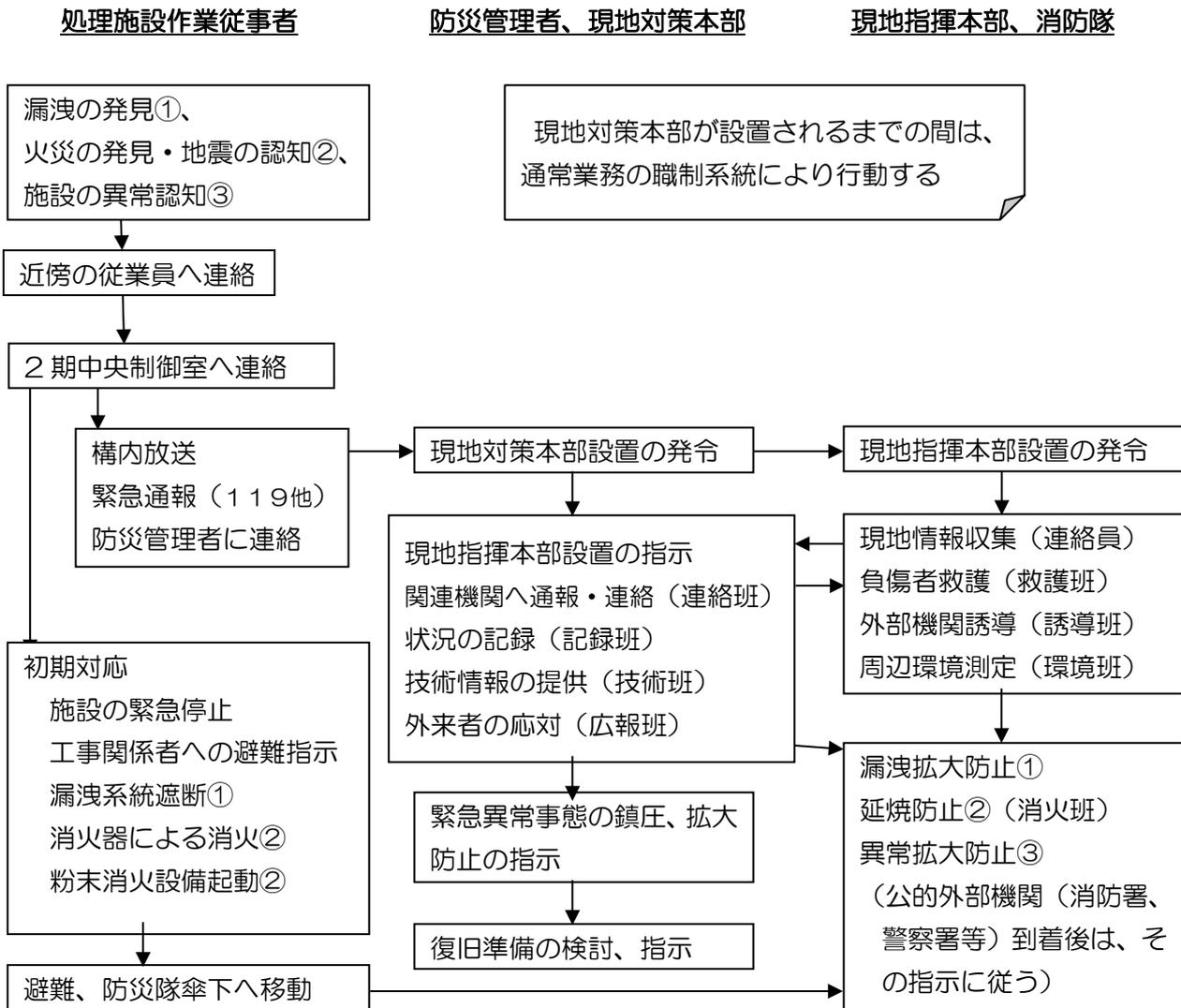
連絡先		緊急事象							
名称	上段：電話番号 下段：FAX 番号	火災 /爆発/ 漏洩	設備 破損	浸水	停電 /断水	人身 事故	制御 異常	異常 気象 等	
									北九州市役所
	環境局 環境監視部 産業廃棄物対策課	093-582-2177 093-582-2196	○	○	○	○	○	○	
	港湾空港局港営部 港営課 洞海業務係	093-761-3425 093-751-2461	○	○	○	○	×	×	
	産業経済局 農林水産部 水産課	093-582-2086 093-583-0594	○	○	○	○	×	×	
	総務局総部部総務課 夜間安全管理室	093-582-2333	○	○	○	○	○	○	
若松区役所	総務企画課	093-761-5321 093-761-4975	○	×	×	×	×	×	
北九州西 労働基準監督署	安全衛生課	093-622-6550 093-622-6555	○	×	×	×	○	×	
消防	北九州市消防局	119	○	×	○	×	○	×	
	消防局予防部規制課危険物係	093-582-3851 093-592-6795	×	○	×	○	×	○	
	若松消防署	093-752-0119 093-771-9967	×	○	×	○	×	○	
警察	福岡県警察 (通常の業務連絡等は若松警察署)	110 (093-771-0110)	×	×	×	×	○	×	
海上保安庁	若松海上保安部	093-761-4999	○	×	○	×	×	○	
中間貯蔵・ 環境安全事業(株)	PCB処理事業部 安全操業課	03-5765-1928 03-5765-1940	○	○	○	○	○	○	
環境省	環境再生・資源循環局 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室	03-6457-9096 (直通)	本社にて判断し通報する。						

別表一8 (第18条第2項関係)

異常現象通報内容基準表

- (1) 異常現象の発生時刻
- (2) 発生場所
- (3) 異常現象の内容
- (4) 負傷者の有無及び状況
- (5) 今後の対応
- (6) その他必要事項

防災隊の初期行動



補足：緊急異常事態条件（第2条）と図中の番号対比

- ① 施設の建物外部に PCB 液その他有害物質が流出又は流出するおそれが生じた場合
- ② 地震、火災等によって施設の一部が損壊した場合
- ③ 施設の異常によって周辺地域の施設等他者の財産等に何らかの損害を与えるおそれが生じた場合

様式-1-1/2 (第18条関係)

年 月 日

北九州PCB処理事業所長殿

(写) 北九州PCB処理事業所 各課長

所属 報告者 氏名 _____ 印

運転会社・協力会社 _____

所属 報告者 氏名 _____ 印

緊急異常速報

発生日時	年 月 日 () 時 分頃			
発生場所				
発生状況と処置	(必要に依り詳細を別紙に記入)			
	<発生状況>			
		<処置>		
負傷者	氏名(年齢)	()	負傷部位	
	留守宅連絡先	(TEL)	負傷の程度	
設備等の損害	設備(機器)の 名称及び程度			
その他				

(注) 運転会社及び協力会社関係の緊急異常報告については、当社担当課を経由のこと。

様式-1-2/2 (第18条関係)

(別紙) 発生状況の詳細 (図表、写真など)